

金利スワップ清算業務における新たなクライアント・ クリアリング手数料体系の追加について

2016年10月27日

株式会社 日本証券クリアリング機構

1. 趣旨

- 当社の金利スワップ取引清算業務におけるクライアント・クリアリング手数料は、クライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本に応じた手数料体系となっており、取引量の多いクライアントにおいては、海外の清算機関と比べ割高であり参加しにくいとの指摘があることから、取引量の多いクライアントが当社の金利スワップ取引清算業務に新たに参加しやすくなるよう、新たな手数料体系を追加する。

2. 新たに追加する手数料体系

- クライアント向けに下表の手数料体系を追加し、クライアントにおいて、新しい体系又は既存の体系のいずれかを半期単位（3月又は9月に届出）で選択できる仕組みとする。

手数料項目	手数料率	備考
新規債務負担手数料	1件当たり3,000円	
当初証拠金連動手数料	証拠金所要額 × 0.1% × 1/365	
最低手数料額	計算年度の開始月（4月）から当月までの月数に333万円を乗じた金額を、当月までの最低手数料額とする。	年間の最低手数料額は、約4,000万円（3,996万円）となる。

3. 実施時期

- 2016年11月30日（同年12月取引分）から実施する。